

第 13 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 10 日（火） 9 時 30 分～10 時 13 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (18 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	欠
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	小山内 知 寛	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 欠席農業委員 (1 名)

3 番委員	柴 田 博 明				
-------	---------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員 (3 名)

事務局長補佐	小田桐 功 幸	農地係長	中 嶋 一 朗	専門員	佐 藤 千代彦
--------	---------	------	---------	-----	---------

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 32 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 34 号 使用貸借合意解約書の受理について
報告第 35 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
第 6 閉 会

8. 会議の概要

・会長あいさつ	(省 略)
・農業委員会憲章 唱和 (委員全員)	(省 略)
	[開会 9時30分]
議長 (山口 知治)	これより第13回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19名中18名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。 議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 6番花田委員、7番三浦委員の両名をお願いいたします。 議案説明のため、小田桐事務局長補佐、中嶋農地係長、佐藤専門員の出席を求めました。 書記には、中嶋農地係長を採用いたします。 本日の議案は、お手元に配布してある議案第43号から議案第45号まで3件、ほかに報告が4件でございます。 それでは、議案第43号を議題とし、事務局より説明を求めます。
佐藤専門員	(議案第43号表題部読上げ後) 総会資料と別紙で配布しております「農地法第3条調査書」と合わ

せてご覧ください。

5 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 11 件、面積 43,698 平方メートルで、田 9 筆 21,990 平方メートル、畑 20 筆 21,708 平方メートルとなっています。

24 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 50 件、面積 310,900 平方メートルで、田 214 筆 303,929 平方メートル、畑 7 筆 6,971 平方メートルとなっています。

25 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が 1 件、畑 5 筆、面積 6,324 平方メートルとなっています。

それでは、所有権移転から説明します。

2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 58 番、59 番、61 番は、譲受人の親からの受贈による所有権移転です。

整理番号 60 番は、譲受人の祖父からの受贈による所有権移転です。

整理番号 62 番から 68 番までは譲受人の経営拡大による所有権移転です。

なお、整理番号 66 番は、25 ページ整理番号 21 番と合わせて下限面積を超えるものです。

売買価格は、

整理番号 62 番	総額	56,400 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 63 番	総額	507,250 円	10 アール当たり	250,000 円
整理番号 64 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	199,071 円
整理番号 65 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	112,192 円
整理番号 66 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	869,565 円
整理番号 67 番	総額	50,000 円	10 アール当たり	60,241 円
整理番号 68 番	総額	131,400 円	10 アール当たり	200,000 円

となっています。

次に、6 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号 102 番から 134 番までは、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 135 番から 151 番までは、基盤法から 3 条への再設定による賃貸借権設定です。

なお、整理番号 103 番は 48 ページ整理番号 20 番と、整理番号 109 番は 40 ページ整理番号 33 番と、整理番号 111 番は 41 ページ整理番号 34 番と、整理番号 112 番は 41 ページ整理番号 36 番と、整理番号 113 番は 41 ページ整理番号 35 番と、整理番号 114 番は 42 ページ整理番号

38番と、整理番号115番は42ページ整理番号39番と、整理番号116番は41ページ整理番号37番と、整理番号117番は43ページ整理番号40番と、整理番号119番は43ページ整理番号41番と、整理番号120番は44ページ整理番号42番と、整理番号121番は44ページ整理番号43番と、整理番号122番は、45ページ整理番号44番と、整理番号123番は45ページ整理番号45番と、整理番号125番は45ページ整理番号46番と、整理番号127番は46ページ整理番号47番と、整理番号128番は46ページ整理番号48番と、整理番号129番は46ページ整理番号49番と関連する案件です。

次に、25ページの使用貸借権設定です。

整理番号21番は、借受人の経営拡大による使用貸借権設定で、4ページ整理番号66番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農地法第3条第2項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号58番から61番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、11番、桑田委員から、所有権移転の整理番号62番の報告をお願いします。

11番桑田委員

所有権移転の整理番号62番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14番、丹代委員から、所有権移転の整理番号63番から65番の報告を続けてをお願いします。

14番丹代委員

所有権移転の整理番号63番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、所有権移転の整理番号 64 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、所有権移転の整理番号 65 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 66 番の報告をお願いします。

1 番今井委員

所有権移転の整理番号 66 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、私から、所有権移転の整理番号 67 番の報告をします。

所有権移転の整理番号 67 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

次に、4 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 68 番の報告をお願いします。

4 番今井委員

所有権移転の整理番号 68 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 102 番、103 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員

賃貸借権設定の整理番号 102 番、103 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市外在住の農業者で、市外の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 104 番の報告をお願いします。

12 番古川委員

賃貸借権設定の整理番号 104 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9 番、齋藤委員から、賃貸借権設定の整理番号 105 番、106 番の報告を続けてお願いします。

9 番齋藤委員

賃貸借権設定の整理番号 105 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 106 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長	次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 107 番から 111 番、114 番、116 番から 119 番、122 番、124 番から 129 番の報告を一括してお願いします。
尾-2 葛西推進委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 107 番から 111 番、114 番、116 番から 119 番、122 番、124 番から 129 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の経営拡大による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は、市内の農地所有適格法人で、旧尾上西部の農地を幅広く耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6 番、花田委員から、賃貸借権設定の整理番号 112 番、113 番、115 番、120 番、121 番、123 番の報告を一括してお願いします。
6 番花田委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 112 番、113 番、115 番、120 番、121 番、123 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の経営拡大による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は、市内の農地所有適格法人で、旧尾上西部の農地を幅広く耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、1 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 130 番の報告をお願いします。
1 番今井委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 130 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の経営拡大による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は、市内の農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5 番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号 131 番の報告をお願いします。
5 番小田桐委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 131 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の経営拡大による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は、市内在住の認定農業者で、市内の農地を耕作し、意欲的</p>

に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 132 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号 132 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、19 番、大川委員から、賃貸借権設定の整理番号 133 番の報告をお願いします。

19 番大川委員

賃貸借権設定の整理番号 133 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、18 番、對馬委員から、賃貸借権設定の整理番号 134 番の報告をお願いします。

18 番對馬委員

賃貸借権設定の整理番号 134 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2 番、工藤委員から、賃貸借権設定の整理番号 135 番の報告をお願いします。

2 番工藤委員

賃貸借権設定の整理番号 135 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定就農者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 136 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号 136 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 137 番から 150 番の報告を一括してお願いします。

尾-1 小野推進委員

賃貸借権設定の整理番号 137 番から 150 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内の認定農業者である農地所有適格法人で、市内の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2 番、工藤委員から、賃貸借権設定の整理番号 151 番の報告をお願いします。

2 番工藤委員

賃貸借権設定の整理番号 151 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は、市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、今井委員から、使用貸借権設定の整理番号 21 番の報告をお願いします。

1 番今井委員 使用貸借権設定の整理番号 21 番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による使用貸借との事です。
借受人は、市内在住の農業者で、隣接地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長 現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。
それでは、所有権移転の整理番号 61 番を除き、議案第 43 号について、質疑、ご意見を求めます。

16 番葛西委員 所有権移転の整理番号 66 番、67 番について、10 アール当たりの価格が大幅に違いますが、農地の現状はどうなっていますか。

1 番今井委員 整理番号 66 番は、譲受人の自宅に近接する農地です。

議長 整理番号 67 番は、川沿いの苗代です。

小田桐事務局長補佐 整理番号 66 番は譲受人の耕作便利、整理番号 67 番は譲渡人の耕作不便による売買となります。
両案件とも譲渡人と譲受人双方の合意による価格となっています。

16 番葛西委員 わかりました。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、所有権移転の整理番号 61 番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、所有権移転の整理番号 61 番につきましては、尾上-2 葛西推進委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、尾上-2 葛西推進委員に退席を求めます。

(尾上-2 葛西推進委員 退席)

議長

それでは、所有権移転の整理番号 61 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 61 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
尾上-2 葛西推進委員の入室を許可します。

(尾上-2 葛西推進委員 入室)

議長

次に、議案第 44 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第 44 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

27 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は、所有権を移転する案件が 1 件、田 2 筆、面積 371 平方メートルです。

整理番号 11 番は、28 ページが位置図、29 ページが案内図、30 ページが土地利用計画図です。

申請地は、尾上総合支所から西へ約 1 キロメートルに位置する猿賀集落内の農地です。

転用目的は「農家住宅の建築」です。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する要因が見あらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」は例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、

許可相当と考えられます。
以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
現地調査に立ち会いました、16番葛西委員、補足説明がありましたらお願いします。

16番葛西委員

整理番号11番について、3月2日に現地を確認してきました。
今回の申請地は尾上総合支所から西へ約1キロメートルに位置する、猿賀集落内の農地です。
転用目的は農家住宅の建築とのことで、現地では代理人に立ち会っていただくことができました。
本件は第三者間の所有権移転です。
先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第一種農地と考えられますが、不許可の例外に該当し、一般基準も満たしております。
よって、今回の申請は問題がないと思います。

議長

それでは、議案第44号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第44号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第44号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。
次に、議案第45号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤専門員

(議案第45号表題部読上げ後)
34ページをご覧ください。
今回の所有権移転は件数が11件、面積13,383平方メートルで、田11筆11,381平方メートル、畑6筆2,002平方メートルとなっております。
36ページをご覧ください。
今回の利用権設定は件数が4件、面積31,790平方メートルで、田12筆30,450平方メートル、畑1筆1,340平方メートルとなっております。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。
整理番号 80 番、81 番、88 番は譲受人の耕作便利による売買です。
整理番号 82 番から 87 番、89 番、90 番は、譲受人の経営拡大による
売買です。

なお、整理番号 88 番は 48 ページ整理番号 21 番と関連する案件です。
続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 28 番、29 番は、貸借期間の満了に伴う再設定による利用
権設定です。

整理番号 30 番、31 番は、農地中間管理事業による利用権設定です。
農地バンク法の改正により、貸付人と中間管理機構、中間管理機構
と借受人の貸借が一括で設定することが可能となったため、30 番と 31
番は同一の農地となっております。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18
条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
農用地利用調整会議に出席されました、7 番、三浦委員、補足説明
がありましたらお願いします。

7 番三浦委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 80 番	総額	61,500 円	10 アール当たり	150,000 円
整理番号 81 番	総額	29,700 円	10 アール当たり	150,000 円
整理番号 82 番	総額	440,000 円	10 アール当たり	196,780 円
整理番号 83 番	総額	280,000 円	10 アール当たり	199,431 円
整理番号 84 番	総額	305,200 円	10 アール当たり	200,000 円
整理番号 85 番	総額	200,000 円	10 アール当たり	197,434 円
整理番号 86 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	115,607 円
整理番号 87 番	総額	375,600 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 88 番	総額	10,000 円	10 アール当たり	80,646 円
整理番号 89 番	総額	663,200 円	10 アール当たり	200,000 円
整理番号 90 番	総額	220,000 円	10 アール当たり	211,743 円

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。
それでは、議案第 45 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

利用権設定の整理番号 30 番、31 番について、一括方式とのことで

すが、詳しく説明をお願いします。

佐藤専門員

これまで、市で貸付人から中間管理機構、県で中間管理機構から借受人へと貸借の設定をしていたものが、農地バンク法の改正により、市で貸付人から中間管理機構、中間管理機構から借受人へと一括で設定できるようになりました。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

他に質疑、ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 45 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 45 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、報告 4 件を一括して、事務局から説明願います。

佐藤専門員

(報告第 32 号表題部読上げ後)

38 ページをご覧ください。

令和元年 12 月から令和 2 年 2 月までの 3 か月間の相続の届出件数は 24 件で、面積は 199,792 平方メートル、田 96 筆、畑 80 筆となっています。

(報告第 33 号表題部読上げ後)

46 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 19 件、面積 126,852 平方メートルで、田 88 筆 126,215 平方メートル、畑 1 筆 637 平方メートルとなっています。

整理番号 32 番は、他者へ売買するため解約するものです。

整理番号 33 番から 49 番までは、法人へ貸付するため解約するものです。

整理番号 50 番は、中間管理事業へ切り替えるため解約するものです。

(報告第 34 号表題部読上げ後)

48 ページをご覧ください。

今回の届出件数は2件、面積10,889平方メートル、田5筆10,765平方メートル、畑1筆124平方メートルとなっています。

整理番号20番は、他者へ貸付するため解約するものです。

整理番号21番は、他者へ売買するため解約するものです。

なお、整理番号20番は6ページ整理番号103番と、整理番号21番は34ページ整理番号88番と関連する案件です。

(報告第35号表題部読上げ後)

50 ページをご覧ください。

今回の5条転用届出件数は2件で、畑2筆、面積767平方メートルです。

整理番号12番は、51ページが位置図、52ページが案内図、53ページが土地利用計画図です。

届出地は、金田小学校から南東へ1.4キロメートルに位置する金屋集落の外れの農地で、転用目的は「普通住宅」の建築です。

整理番号13番は、54ページが位置図、55ページが案内図、56ページが土地利用計画図です。

届出地は、津軽おのえ駅から東へ約380メートルに位置する尾上集落内の農地で、転用目的は「普通住宅」の建築です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10時13分]